

## 座間市広告入りフロアマット取扱及び設置に関する協定書

座間市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、座間市役所庁舎内の広告入りフロアマット（以下「広告マット」という。）への広告掲出について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定書は、甲が市民サービスの向上に活用する新たな財源を確保するため、市の施設である庁舎において、乙が民間事業者等を広告主とした広告マットを設置することの取扱いについて定めることを目的とする。

### （仕様等）

第2条 乙は、前条の目的に従って座間市役所庁舎内に広告マットを設置するものとし、その仕様は次のとおりとする。

玄関マットのサイズ	別紙1のとおり
玄関マットの材質	パイル：ナイロン製      ベース：NBR
その他（オプション）	QRコード埋め込み型

2 乙は、広告スペースをフロアマット上面の面積の4分の3以内とし、フロアマット上面の広告スペース外に、甲が指定した、別図のようなデザインを入れるものとする。なお、デザインの詳細については、別途甲乙協議することができる。

### （事業計画の策定及び協議）

第3条 乙は、広告マットの仕様、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、玄関マットの運用及び広告掲出に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。なお、乙は、広告の仕様変更等事業計画を大幅に変更する場合は、事前に甲と協議し必ず承認を得るものとする。

### （設置）

第4条 広告マットを設置する場所は、甲乙協議して、別途甲が指定する場所とする。

2 甲と乙は、前項の設置場所を定めるにあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 利用者の施設利用及び緊急時の避難誘導の妨げにならないよう配慮すること。
- (2) 利用者及び施設管理に対する安全性に配慮すること。

3 甲は、乙に対して前項各号に掲げる留意事項について助言、指導を行うことができる。また、乙は、これに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙の負担とする。

4 広告マットの設置に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。

5 広告マットの作製、調達及び設置に係る費用は乙の負担とする。

### （使用許可及び使用料）

第5条 乙は、前2条に基づき広告マットを設置するときには、座間市市有財産規則に基づく使用許可を受けなければならない。

- 2 乙は、前項に定める許可を受けるにあたり、行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例及び関連規定に基づく使用料を甲に納付しなければならない。
- 3 乙は、前項の使用料を甲の定める期日までに、甲の発行する納入通知書により甲に納入するものとする。

(維持管理)

第6条 広告マットの維持管理に関しては、甲が行うべき日常的な運用の範囲と認められるものを除き、乙が自己の負担により行う。

- 2 乙は、利用者に快適な環境を提供できるよう4週間に1回、広告マットの定期交換を行う。ただし、急を要する場合は、甲乙協議の上、速やかに広告マットの交換等を行う。
- 3 前項に係る作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとし、交換に係る費用は乙が負担する。
- 4 乙は、甲の承認を受けて、第2項に定める各種作業を適切な第三者に委託することができる。
- 5 甲は、善良な管理者の注意をもって、玄関マットを運用するとともに、利用者の安全を確保するための運用上の配慮をしなければならない。

(広告について)

第7条 乙は、広告マットの設置等に係る費用を賄うため、マットに広告を掲載することができる。

- 2 広告の作成及び掲出等に係る費用は、乙が負担する。
- 3 乙は、広告の掲出にあたっては、広告主との間で広告掲出に関する契約を締結し、その対価としての報酬等を受領できる。
- 4 広告の変更等に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。

(広告審査について)

第8条 乙は、広告主の選定及び内容について、座間市広告掲載要綱及び座間市施設内広告設置取扱要領を遵守する。

- 2 乙は、前項に定める審査が必要な場合は、広告の図案等を甲の指定する日までに甲に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、広告主及び広告等の作成・審査にあたっては、公共性に留意しなければならない。

(広告内容の修正・削除)

第9条 甲は、広告主及び広告の内容が座間市広告掲載要綱及び座間市施設内広告設置取扱要領に違反したとき又は広告内容が対象の施設において設置するものとしてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、原則として甲乙協議を行ったうえで、乙に対して広告の内容の修正又は削除を求めることができる。また、乙は、これに従わなくてはならない。

- 2 前項の修正及び削除に係る費用は、乙の負担とする。

(広告内容の変更)

第10条 乙は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議し、その審査及び承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

第11条 乙は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は、乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告内容に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- (3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという指摘がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告マットの毀損等)

第12条 乙は、広告マットが事故又は自然災害等により毀損又は汚損されたときは、速やかに復旧をしなければならない。

2 甲は、広告マットの毀損又は汚損等を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

3 第1項に定める復旧にかかる経費は、乙が負担する。ただし、第1項の毀損又は汚損等が甲の過失による場合は、甲が負担する。

(広告マットの一時撤去又は広告の一時削除)

第13条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告マットの一時撤去又は広告の一時削除を指示することができるとともに、乙はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 乙が法令又は本協定の内容に違反したとき。

(2) 広告主又は広告内容が座間市広告掲載要綱及び座間市施設内広告設置取扱要領に違反したとき。

(3) 第4条第3項の甲の助言及び指導に乙が従わないとき又は第9条第1項による広告内容の修正を乙が行わないとき。

(4) その他、広告マットの設置又は広告の掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2 前項各号に掲げる一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたとき甲が認めるときは、乙は広告マットの設置又は広告の掲出を再開することができる。

3 第1項の一時撤去及び一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。

4 第1項の指示があったにもかかわらず、撤去又は削除に必要な相当期間内に乙が広告の撤去又は削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく広告マットを自ら一時撤去又は一時削除することができる。なお、これに要した費用は乙が負担するとともに、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わない。

5 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、使用料が納付済の場合は、甲は当該期間中の納付済使用料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。なお本項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(協定の解除)

第14条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により相手方に催告したうえで、本協定を解除できる。

(1) 第5条1項の使用許可が得られないとき又は取り消されたとき。

(2) 法令に違反し又は正当な理由なく本協定に違反したとき。

(3) 本協定の履行に関し、相手方又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(4) 相手方又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(5) 相手方について、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

- 2 前項各号に定めるもののほか、甲乙は協議により本協定を解除できる。
- 3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、行政目的等の公的な目的により、他の代替手段をとる余地がなくやむを得ず本協定の全部又は一部を解除する必要があるときは、乙との協議により本協定の全部又は一部を解除することができる。この場合でも、甲は、乙が広告主との関係で負担が最小限となるように解除の範囲、時期等について配慮する。

(解除に伴う広告主への補償等)

- 第15条 乙は、前条第1項の規定に基づいて本協定が解除された場合に、広告主に対して損害の補償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による解除の場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

- 第16条 乙は、次の各号に定める場合は、甲に対し損害の賠償を請求しないものとする。

- (1) 第8条第1項により広告の掲載が認められなかった場合
- (2) 第9条第1項により修正を行った場合
- (3) 第14条に基づき甲による解除がなされた場合

- 2 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本協定の履行に関して、相手方の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。ただし、間接損害、結果損害予見の有無に係らず特別事情によって生じた損害及び逸失利益は免責とする。
- 3 前項に定める損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

- 第17条 広告マットに起因する事由により、第三者が損害を被ったときは、その対応及び損害賠償等の責任は、すべて乙が負うものとする。ただし、甲のみの責に帰すべき事由によるもの場合はこの限りではない。
- 2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者に発生した損害及び第三者との間で生じた紛争に対する対応については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(広告マットの撤去等)

- 第18条 本協定が解除又は期間満了により終了した場合は、乙が自己の責任と負担により撤去するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合及び甲乙の協議により、別途その取扱い等につき定めた場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により、広告マットを撤去するときは、その設置場所を原状に復さなければならない。

(著作権等)

- 第19条 乙は、本協定の履行に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内外の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 甲が、広告マットの写真又は画像データを、施設や事業の紹介等の行政目的のために他の印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、協賛企業及び広告主からの許諾が必要なときはこれを得るよう努めなくてはならない。ただし、協賛企業及び広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第20条 乙は、本協定から生じる一切の権利又は義務の全部、若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第21条 本協定に関連する一切の訴訟は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈)

第22条 本協定の定めに疑義が生じたとき、また本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第23条 本協定の有効期間は、令和元年12月1日から令和4年11月30日までとする。

本協定の締結を証するため本書を2通作成し、各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
座間市  
座間市長 遠藤 三紀夫

印

乙 (住所)  
(事業者名)  
(代表者職・氏名)

印

(別紙1)

設置場所

	設置場所		設置枚数	フロアマットサイズ (標準) c m
	番号			
庁舎 1階	1	正面玄関 (アトリウム内図書館側)	2枚	100×120
	2	南側玄関 (サニープレイス側)	1枚	150×150
	3	北側玄関 (ハーモニーホール側)	2枚	90×150
	4	正面玄関 (図書館側)	2枚	100×120
	5	東側出入口 (ふれあい会館側)	1枚	90×90
庁舎 地下 1階	6	エレベーターホール東側出入口	1枚	120×180
	7	エレベーターホール南側出入口 (サニープレイス側)	1枚	120×120
	8	エレベーターホール中央出入口	1枚	120×120
	9	エレベーターホール北側出入口 (ハーモニーホール側)	1枚	120×120
	10	エレベーター乗降口前	3枚	100×120
	11	休日・夜間受付入口	1枚	90×120
	12	ふれあい会館出入口	1枚	90×120

※設置場所やサイズ等は、協議のうえ、変更する場合があります。

別図

# 広 告 欄



共に織りなす 活力と個性 きらめくまち

座 間 市